

## 基金の公告方法のデジタル化、DC事務手続きの簡素化に関する政省令の公布

対象	DB	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	会計基準	その他
内容				

### ポイント

#### 【改正①】

- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）」を踏まえ、企業年金基金等の公告の方法についてデジタル化のための政省令改正※1※2が行われました。  
 ⇒国民の利便性向上等の観点から、官報等の掲載サイトを見に行かなくとも国民年金基金連合会、基金等のウェブサイトにて個人型DCの規約変更や基金の設立等を確認することが出来るようになります。

#### 【改正②】

- DCにおける事務手続きの負担を軽減させるための省令改正※2が行われました。  
 ※1「[国民年金基金令等の一部を改正する政令](#)」  
 ※2「[国民年金基金規則等の一部を改正する省令](#)」

### 適用日

✓ 2023年10月16日

### 改正の概要①～基金の公告のデジタル化～

- ✓ 企業年金基金は以下のいずれかに該当したときに行う公告について、官報への掲載及び事務所の掲示板に掲示するほか、本改正により基金のウェブサイトへの掲載が必要となります。
  - ・企業年金基金を設立したとき及び名称又は事務所の所在地に変更が生じたとき（DB法施行令第8条、第9条）
  - ・合併や分割により企業年金基金を設立したとき（DB法施行令第53条の2）
  - ・基金が解散したとき、清算人が就退任したとき又は清算が終了したとき（DB法施行令第58条、第59条、第63条第2項）
- ✓ ただし、以下のいずれかに該当する場合はウェブサイトへの掲載は不要です。
  - ・ 企業年金基金の加入者の数が 1,000 人未満である場合
  - ・ 企業年金基金 が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

## 改正の概要②～DC事務手続きの簡素化～

- ✓ DC法施行規則第7条の2において、届出の必要の無い規約の軽微な変更が定められています。
- ✓ 本改正により、以下の事項についても届出が不要とされました。
  - ・法令の改正に伴う変更に係る事項  
(ただし、事業主掛金の算定方法、加入者掛金の決定・変更方法、その他拠出に関する事項のうち、実質的な変更を伴うものを除きます。)
- ✓ また、企業型DCの個人別管理資産額等の通知を電子化(WEB表示する等)を行う場合に、加入者等の承諾を得ることが不要とされました。

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金カスタマーサービス部 資産形成推進部

※ 本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。